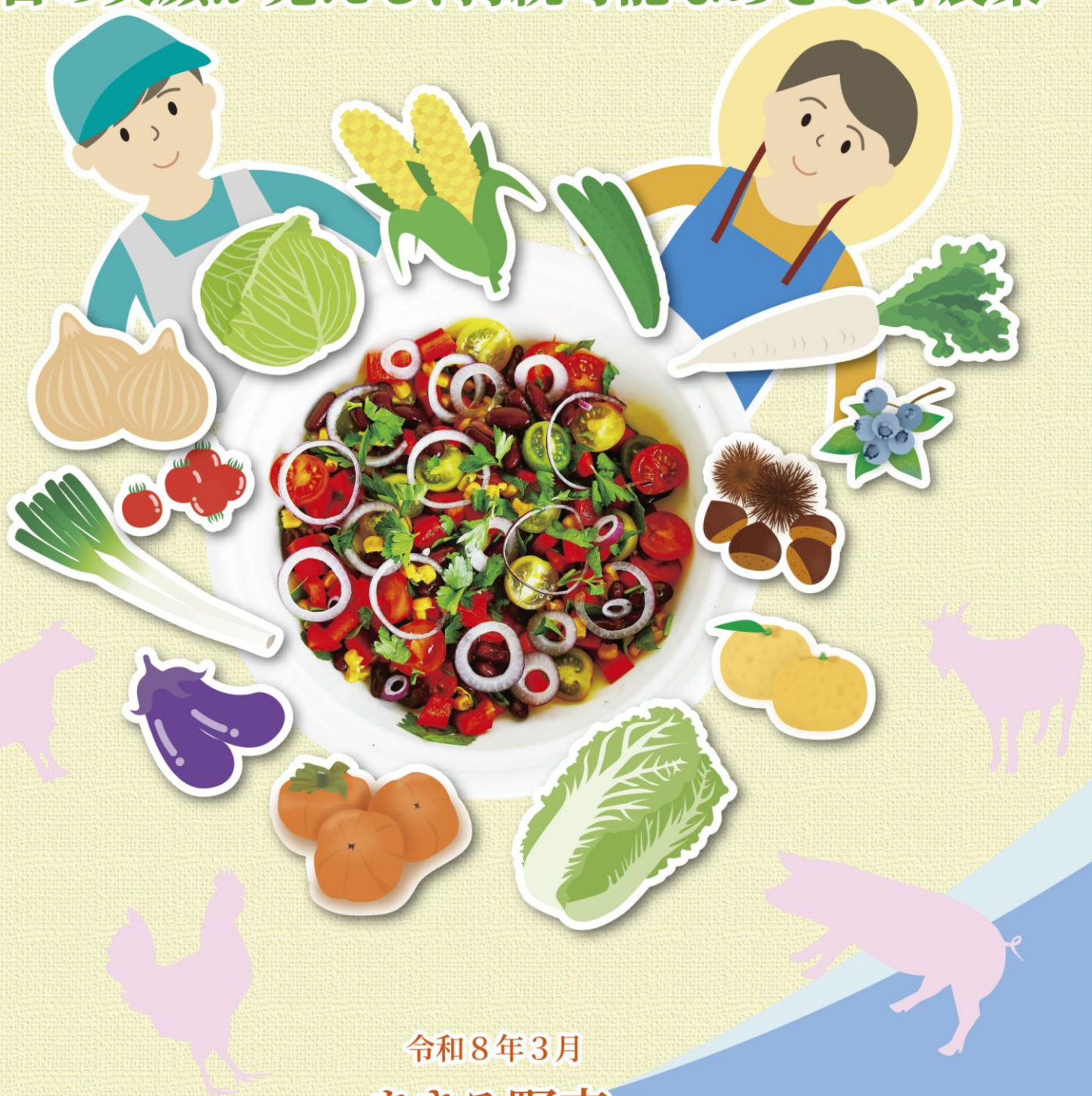


あきる野市農業振興計画

【概要版】

明日の笑顔が見える、持続可能なあきる野農業



令和8年3月

あきる野市

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

あきる野市では、平成 28 年（2016 年）5 月に策定した「あきる野市農業振興計画」を令和 5 年（2023 年）3 月に改定し、様々な農業施策を推進してきました。

その結果、農産加工品の充実やトウモロコシ人気の上昇、農業体験イベントの開催、農外からの新規就農者及び認定新規就農者の増加、新規就農者提案型事業の実施などの成果があがりました。

一方、販売農家数や農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加などが、農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、エネルギー価格の上昇などに伴う農業資機材の高騰により、農業経営への影響も大きくなっています。

また、平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において採択された 17 の目標と 169 の具体的目標からなる「SDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の理念や、世界経済の不透明化の下で、農業分野においては、持続可能な食料生産・供給能力の維持・向上を図るための様々な取組が求められています。

このような背景を踏まえ、市の特性を活かした農業の方向性を明確にし、発展させていくため、「あきる野市農業振興計画」を策定します。

2 計画の期間

農業従事者や農地の減少、食の安心・安全など農業を取り巻く状況に変化が見られることから、平成 28 年度に策定し、令和 5 年 3 月に改定した計画を見直し、計画の期間を、令和 8 年度（2026 年）から令和 17 年度（2035 年）までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、都市農業振興基本法における地方計画となるものです。加えて、国、東京都及び市の農業振興に関連する各種計画を踏まえ、効果的で効率的な施策の展開を図っていくこととします。

あきる野市の農業振興の考え方

1 目指すべき方向

「明日の笑顔が見える、持続可能なあきる野農業」

あきる野市は、東京の人口 1,400 万人を抱える世界有数の大都市、巨大な消費地に近いことから、市内 3 か所の農産物直売所には市内外から多くの消費者が訪れるなど、新鮮な農産物を購入できる立地条件を活かし、消費者の笑顔が見えるまちを目指します。

また、秋留台地と呼ばれる平坦部では露地野菜や施設野菜、秋川流域の水田地帯では水稻栽培が行われているほか、近年は農産加工品の開発、観光農園、養蜂、ブドウ栽培など、様々な農業者のチャレンジを支援することで、生産者の笑顔がみえるまちを目指します。



山間部の畑



収穫間近の稲



平坦部の畑

2 基本方針

(1) 多様な担い手の確保・育成

持続可能な農業を展開していくためには、認定農業者や新規就農者をはじめ、あきる野の農業を担う人材の確保・育成が不可欠です。農業を始めようとする時期から、就農後、経営を安定させる時期、経営をさらに発展させる時期まで、農業の技術や経営レベルに応じ、都や農業団体と連携し、切れ目のないサポートを提供していきます。

また、女性農業者への支援や副業的農業へのチャレンジを目指す人など、あきる野農業の多様な担い手、支え手が安心して農業に関わり、営農を継続できる支援に努めます。



研修視察



白菜切り方講習会

(2) 農地の保全・活用

農地は、農業の基礎的な資源であり、食料の安定供給の基盤となるものですが、不耕作地の増加、管理不全の農地があり、農地資源を十分には活かし切れていないのが現状です。一方で規模拡大を目指す農業者や農地取得を目指す新規就農希望者の農地需要もあり、農地の集積や利活用を促進するために、農地に関する情報等を集約して農地を担い手につなぐ取組を強化します。

また、農業生産基盤の整備や適切な維持管理、環境保全活動を推進することで、農地がこれらの役割を持続的に果たしていけるよう努めます。

(3) 持続可能な農業の推進

環境に配慮し、持続可能な農業生産を推進するためには、気候変動や生物多様性など、自然の生態系と調和した生産方式を普及させるなど、環境にやさしい農業の推進も農業を持続可能なものにするために重要な取組となります。

東京都では、安全・安心な農産物を消費者に届けるとともに環境に負荷をかけない農業を普及するため、「東京都エコ農産物認証制度」を推進しています。市内にも「認証生産者」がおり、更に普及を図っていきます。

また、本市の西部には中山間地域の農地を有しており、鳥獣被害もあることから、鳥獣害対策も重要です。

市内では、多様で豊富な農産物が生産されており、3つの直売所などでそれらが入手しやすい恵まれた環境にあり、こうした条件を充実していきます。

さらに、暑熱対策への支援やスマート農業技術を活用して生産性を高めることで、持続可能な地域農業を確立していきます。



捕獲サル



イノシシ被害

(4) 特色ある地域農業の推進

本市では、新鮮な地場産農産物を、自然を感じながら味わえることの喜びや楽しさを伝える取組を多方面から推進し、市民と農業者がつながり、本市農業を地域全体で育てていくことを目指します。

そのために、農産物の安定的供給を支援するとともに、地域資源としての水田や自然環境を活かした取組、農産加工品の開発、各種農業体験により、子どもから大人まで、あらゆる世代が農業や農業者とふれあえる環境づくりを推進します。



農業委員会収穫体験



農ウォーク

3 施策の体系

<基本方針>	<基本施策>	<具体的施策>
多様な担い手の確保・育成	認定農業者等への支援	・認定農業者等への支援
	親元就農者への支援	・新たなチャレンジ経営の支援 ・経営の継承等の促進
	農外からの新規就農・定着支援	・研修先や農地のあっせん ・就農後の支援
	女性等農業者への支援	・サポート体制の整備 ・家族経営協定の締結推進 ・高齢農業者への支援
	移住・定住に対応した農地等のあっせん	・農園付き住宅等のあっせん
農地の保全・活用	地域計画の推進	・農地中間管理事業の普及 ・地域計画の策定・更新・実行
	農振制度等の適切な運用	・農用地区域の保全 ・特定生産緑地制度の普及・啓発
	遊休農地の再生支援	・遊休農地の再生支援
	農業生産基盤・施設の整備	・用排水路等の維持管理・補修・整備
持続可能な農業の推進	環境に配慮した農業等の推進	・東京都エコ農産物認証制度等の普及 ・環境に配慮した農業資機材の購入支援
	鳥獣害対策の強化	・野生鳥獣生息域維持対策（電気柵設置等） ・捕獲等による被害防止
	農畜産物の消費拡大と地産地消	・直売所の維持・整備 ・農商工連携による地元農産物の利用拡大 ・学校給食等での利用拡大
	暑熱対策に対する支援	・温度上昇の抑制対策への支援
	スマート農業の推進	・農業 DX 事例研修 ・市内農業者における実証支援
	農産物の安定供給の支援	・栽培施設等整備への支援 ・消費拡大への PR の取組
特色ある地域農業の推進	農産加工品開発の促進等	・新たな特産名産品開発支援 ・既存の特産品等の PR
	観光農園、市民農園の開設支援	・観光農園の支援 ・市民農園の開設支援

□枠は、本計画の重点施策です。

基本施策と具体的施策

1 多様な担い手の確保・育成

(1) 認定農業者等への支援

① 認定農業者等への支援【重点施策】

安定した農業経営の継続や規模拡大等に取り組む認定農業者の更新及び新たな認定農業者の育成を図るために、認定を受けることで得られる国が行う制度や東京都の支援事業のメリットを周知するとともに、経営改善計画の作成等を支援していきます。

また、小規模な販売農家が認定農業者にステップアップできるよう、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウを提供していきます。

(2) 親元就農者への支援

① 新たなチャレンジ経営の支援

新規就農者提案型農業経営支援事業を継続するとともに、親元就農に対しても新規就農者提案型農業経営支援事業等の支援をしていきます。

② 経営の継承等の促進

農家を継ぐかどうかを検討中の方に対しては、農業経営に関する情報提供や研修を行うほか、既に親元就農した方との情報交換の場を設けることなどにより、就農の意思決定を促していきます。

(3) 農外からの新規就農・定着支援

① 研修先や農地のあっせん

市内での就農を希望する人に対して、独立就農や雇用就農、短期間のアルバイトなど様々な就農相談に対応できるよう、相談窓口の体制を継続します。

また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修の実施や、農地のあっせん、農業機械・栽培施設等の整備や販路開拓への支援を通じて、就農・定着を後押ししていきます。

② 就農後の支援【重点施策】

「新規就農者育成総合対策」等の受給が終了した農業者に対して、認定農業者への移行を促し、広域援農ボランティア制度の活用や指導農業士等の紹介など、農業経営を持続していけるようにフォローアップしていきます。

(4) 女性等農業者への支援

① サポート体制の整備

子育て期の農業者が労働力を確保できる仕組み作りなど、東京都の制度等を活用して働きやすい環境づくりに努めていきます。また、農福連携の取組についても支援していきます。

② 家族経営協定の締結推進

家族経営農家において、経営に携わる世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業が確立できるよう協定締結を支援していきます。

③ 高齢農業者への支援

高齢農業者の労働力確保の一助となる援農ボランティア等の活躍を支援していきます。

(5) 移住・定住に対応した農地等のあっせん

① 農園付き住宅等のあっせん

テレワークの普及等により、都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用して農業に関わりたいという人が増加しています。

農業ができるまちの魅力を求めて移住・定住を希望する人に対し、遊休農地も含めた農地や住宅をあっせんし、遊休農地の活用と移住・定住の促進を図ります。

また、認定新規就農者が農作業の効率化を図れるよう、耕作農地の近くで空家のあっせんを支援していきます。

2 農地の保全・活用

(1) 地域計画の推進

① 農地中間管理事業の普及【重点施策】

農地中間管理事業を活用した農地集積、マッチングの制度を積極的に利用しながら、地域における農地の担い手への集積、集約化を進めていきます。

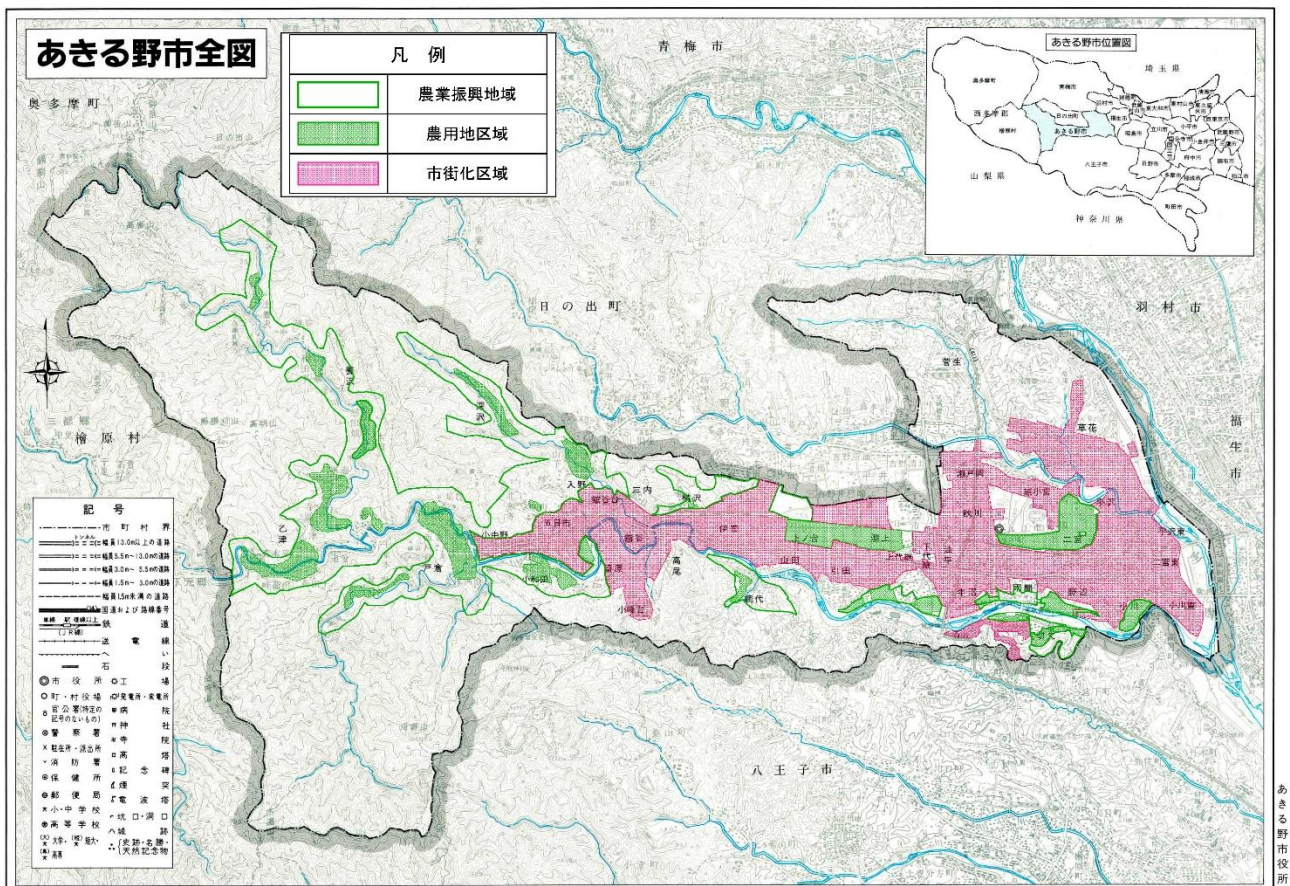
② 地域計画の策定・更新・実行【重点施策】

地域計画の策定・更新においては、農業委員会と連携し、土地持ち非農家や新規就農者を含めた話し合いを通じて、農地の貸し借りの円滑化を図るなど、地域計画が実行に繋がるよう支援していきます。

(2) 農振制度等の適切な運用

① 農用地区域の保全

「あきる野市農業振興地域整備計画」に基づき、指定された中山間地域を含めた農用地区域については、無秩序な開発行為を抑止し、農業の基盤となる農地を保全していきます。



② 特定生産緑地制度の普及・啓発

特定生産緑地の指定更新に向けて、引き続き市農業委員会、都農業会議、農業協同組合等と連携して農業者に説明を行っていきます。なお、特定生産緑地に移行したにも関わらず、相続や心身の故障などで営農継続が困難になった場合は、円滑化法等の活用を促し、新たな担い手に引き継ぐことで都市農地を残すことができるよう支援していきます。

(3) 遊休農地の再生支援

① 遊休農地の再生支援【重点施策】

農業委員会による農地の利用状況調査により、管理不十分な農地の実態を把握しつつ、遊休農地解消のための取組を強化していきます。

(4) 農業生産基盤・施設の整備

① 用排水路等の維持管理・補修・整備

用排水路や農道等の整備について、地域毎に関係者の合意形成を図りつつ、その整備・維持管理を進めていきます。

3 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した農業等の推進

① 東京都エコ農産物認証制度等の普及

農業者の有機農業への取組を促進するため、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて認証が受けられる「東京都エコ農産物認証制度」や有機 JAS 認証の取得を支援していきます。

② 環境に配慮した農業資機材の購入支援

農業分野における廃プラスチックの回収・適正処理・排出量削減などプラスチックごみの問題に対して、生分解性マルチの導入等の促進により解決に取り組むなど、自然環境に優しい農業を推進していきます。

(2) 鳥獣害対策の強化

① 野生鳥獣生息域維持対策（電気柵設置等）【重点施策】

電気柵などの防護柵の設置や緩衝帯の整備等による、農作物への被害防止対策を進めていきます。

② 捕獲等による被害防止【重点施策】

国や都の補助事業の活用等により、有害鳥獣の捕獲や狩猟免許取得の促進等による個体数の適切な管理を進めていきます。

(3) 農畜産物の消費拡大と地産地消

① 直売所の維持・整備【重点施策】

秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、瀬音の湯「朝露」を地産地消の核として、「あきる野の農と食」を満喫できるような機能等を備えた施設として整備を進めていきます。



秋川ファーマーズセンター



五日市ファーマーズセンター



瀬音の湯「朝露」

② 農商工連携による地元農産物の利用拡大

「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及を図るとともに、商工会等との共同イベントによる地元農産物の販売促進、農商工連携による6次産業化を支援していきます。

③ 学校給食等での利用拡大【重点施策】

新学校給食センターの整備に合わせ、地場産農産物の利用拡大を進めていきます。また、食育に関する取組も継続していきます。

(4) 暑熱対策に対する支援

① 温度上昇の抑制対策への支援【重点施策】

施設栽培における遮光・遮熱資材の活用、畜舎における遮光対策、断熱材の活用、扇風機やミストの活用など暑さ対策を支援していきます。

また、露地栽培における高温対策として、地温上昇を防ぐためのかん水の促進や遮光ネットなどの対策を支援していきます。

(5) スマート農業の推進

① 農業DX事例研修

農作業の省力化や農作物の高質化等が図れる農業のDXについては、関係機関と連携し、デジタル技術を活用した生産現場における技術事例研修等を推進するなど、適切な情報提供を行っていきます。

② 市内農業者における実証支援

デジタル技術を活用した農作物の生産について、市内の農業者の協力を得て実証を行い、その情報を農業者間で共有していきます。

4 特色ある地域農業の推進

(1) 農産物の安定供給の支援

① 栽培施設等整備への支援【重点施策】

東京農業経営強靱化事業等を活用して、農作物の栽培施設、加工施設、農業機械等の整備を支援していきます。

② 消費拡大へのPRの取組

生産地と消費地の近さを活かし、本市農業に関する理解の浸透を図っていきます。その際、多様性、持続可能性、地産地消、農業者による新たなチャレンジといった視点を大切に、本市の特徴が表れる切り口での発信を重点的に行い、本市農業を市民や事業者もみんなで応援する地域を目指します。

また、SNS等を活用した情報発信を支援していきます。



宝船



にぎわう産業祭

(2) 農産加工品開発の促進等

① 新たな特産名産品開発支援

あきる野市農業振興会等と連携し新たな特産名産品の発掘・開発についてさらなる検討を重ねていきます。



のらぼう菜のお味噌汁



コーンスープ



とうもろこし焼酎

② 既存の特産品等の PR

本市を代表するスイートコーン、ばれいしょ、ねぎ、さといも、トマト等の特産品について、農業者や JA 等の関係者とともに、栽培や品質の管理を徹底する等の生産力を高める取組を推進していきます。

また、都内マルシェへの参加支援などにより、その魅力を広く PR することで、特産品の認知度を向上させていきます。

さらに、SNS 等を活用した情報発信を支援していきます。



農産物品評会 (1)



農産物品評会 (2)

(3) 観光農園、市民農園の開設支援

① 観光農園の支援

利用集積などを活用し、農家がイチゴやブルーベリー、トウモロコシ等の観光・体験農園を整備するために必要な農地のあっせんを行っていきます。

② 市民農園の開設支援

消費者との交流も兼ねるとともに、市民農園の利用促進を図りつつ、栽培方法等も学べる農園の開設を支援していきます。



市民農園 (講習会)



市民農園 (全体写真)

計画の推進

1 各主体の役割

本計画に基づく各種施策を展開するためには、市をはじめ、国や都の行政機関、農業者やJ A等の農業関係団体はもとより、さらに、多くの市民や事業者など、様々な主体が計画の趣旨や内容を理解し、協力・連携しながら計画推進に関わっていく必要があります。

そのため、農業者や農業関係団体をはじめとする各主体の基本的役割を次のように設定します。

(1) 農業者・農地所有者の役割

農業者は、安全・安心な農産物を持続的に生産・供給する役割を担います。また、経営の安定した魅力ある農業を実現するとともに、市民が本市農業の魅力の理解を深める機会を提供します。さらに、農業者及び農地所有者は、農地や農地を取り巻く環境が市の貴重な財産であり、次の世代につなげる必要があることを認識し、積極的な農地の集積・集約化及び有効利用に努めます。

(2) 農業関係団体の役割

J A等の農業団体は、農業者の農業経営を総合的に支援するとともに、市の事業に積極的に参加・協力し、本計画の実現に主体的に取り組みます。

(3) 事業者の役割

食料品の加工、流通又は販売に関わる事業者は、農業者と連携・協力し、地場産農産物を積極的に取り扱うよう努めることで、本市が推進する地産地消、安全・安心な食の提供、6次産業化の推進に貢献します。

(4) 都及び研究機関等の役割

都や都の研究機関等は、農業者や関係機関、事業者等と連携し、農業生産における新たな技術開発や普及促進に努めることで、本市農業の持続的発展の一翼を担います。

(5) 鳥獣害対策諸団体の役割

猟友会五日市支部や「あきる野の農と生態系を守り隊」などは、「あきる野市獣害対策基本計画」に基づき、有害鳥獣対策に協力します。

(6) 市民の役割

市民は、地場農産物を積極的に消費し、地産地消を支える役割を担います。また、農業体験や保全活動など農業者等との交流を通じ、農業が持つ地域保全や水源涵養など多面的機能について理解を深めるよう努めます。これらを通じ、本市農業と農業を取り巻く環境維持に寄与する暮らしを実践します。

(7) 市の役割

市は本計画の趣旨や内容に沿った施策の展開及び支援について、多様な主体とともに具体的な推進方策等を示し、計画を着実に実施していきます。

また、各種媒体を活用して、本計画の内容をはじめとする各種農業に関する情報について広く関係者に周知する役割を担います。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力しながら取組を進めます。また、市としては、施策ごとに関係部署との連携強化を図り、計画を着実に推進するための体制を整えます。

3 成果目標の設定

目標項目	令和6年度	令和17年度	備考
認定農業者数	54人	60人	減少（更新しない方）分も加味し、増加を目指す。
新規就農者数（累計）	15人	25人	年間1人ペースで増加を目指す。
農地利用集積率	4.7%	10.0%	19.5ha（利用権設定総面積）/412.6ha（調整区域農地面積）40haの利用権設定を目指す。
遊休農地再生事業 実施か所数	5か所	5か所	毎年継続して実施することを目指す。
直売所の会員年間売上高	42,892万円	42,000万円	現状の売上高を維持することを目指す。
農産物等地域ブランド数 （東京都地域資源指定）	4	5	指定数の増加を目指す。